



各 位

平成 18 年 11 月 16 日

会 社 名 株式会社ネットプライス
代表者名 代表取締役社長 佐藤 輝英
(コード番号 3328 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員 中村 浩二
経営管理本部長
(TEL . 03 - 5739 - 3350)

従業員および当社子会社等の取締役ならびに従業員等に対する ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

本日開催されました取締役会において、当社の従業員および当社子会社等の取締役ならびに従業員等に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて下記のとおり決議し、平成18年12月18日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人、関係協力者に対して業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 800 株を、上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

800 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という）は 1 株とする。

ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに払込むことを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値の金額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成23年12月19日から平成28年12月18日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社取締役及び使用人、並びに関係会社の取締役及び使用人、関係協力者の地位にあることを要する。ただし、当社及び関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

その他の新株予約権の行使に関する条件については、取締役会決議により定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡禁止

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において決定するものとする。

以上